

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面1】

本当の裁判をいくぶん簡略化した内容となっています。

・「冒頭手続き」の本人確認を、省略しています。

「被告人」の氏名は「香川 良」です。

・検察官による「起訴状朗読」（どのような理由で起訴されたかの朗読）省略しています。

・裁判長により被告人に「黙秘権がある」ことを知らせる罪状認否を行います。これも省略します。

・検察官と弁護人が、それぞれ裁判でどのような主張をするか、方針を述べる

「冒頭陳述」から模擬裁判のシナリオがはじまります。



●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面1-1】 冒頭陳述

検察官：

まず被告人の経歴などについて述べます。

被告人は、昭和55年に千葉県千葉市に生まれました。

大学に入学して、被告人は今の住所地において一人暮らしを始め、本件犯行日もその場所で生活していました。被告人は、大学を卒業してから、カラオケ店のアルバイトとして約16年間働いています。被告人は独身であり、実家に両親と祖父母がいます。

被告人には前科として窃盗1犯があります。また、犯行当時、被告人には50万円の借金がありました。

次に、今回の犯行状況等について述べます。

平成30年2月27日、借金のため生活に苦しくなった被告人は、人目の少ない時間帯をねらい、ナイフでコンビニエンスストア（以下、コンビニ）の店員を脅し、レジから現金を奪うことを計画しました。

被告人は、その翌日である2月28日の深夜1時ごろ、ニット帽をかぶり、サングラスをかけて自分の顔を隠し、白い軍手をして、バイクでコンビニに向かいました。コンビニに客はおらず、店員である藤本雅也さんが1人いるのみでした。

被告人は店に入ると、持っていたアウトドアナイフを店員である藤本さんに突きつけ、「金を出せ」と荒く怒ったような口調で言いました。

被告人は、藤本さんが恐怖で動けなくなっているところ、レジの中から現金10万7000円を奪うと、店の外に逃げていきました。

藤本さんは、とっさに被告人を追いかけていましたが、被告人は藤本さんを殴り倒しました。そして、被告人は藤本さんが倒れて動けない隙に、バイクに乗って逃走しました。

藤本さんは、被告人に殴り倒されたことにより病院へ搬送されましたが、治療が完了するまでに1か月間を必要とする右肩鎖骨骨折の怪我を負いました。

その後、警察官がコンビニ周辺住民に聞き込みを行ったところ、深夜1時過ぎごろに、バイクの音を聞いたという六角さんの話から、同じアパートに住む被告人が容疑者として浮上しました。

そして、同年3月7日、被告人の部屋を捜索したところ、アウトドアナイフ・ダウンジャケット・ニット帽・サングラス・白い軍手・現金7万7000円が発見されたことから、同日、被告人が逮捕されました。

その他、情状についても証拠によって証明する予定です。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面 1 -2】 冒頭陳述

弁護人：

香川さんは、事件の発生した時間、自分の家にいました。香川さんは犯人ではありません。

まず香川さんの経歴について述べます。

香川さんは、大学に入学したころから現在のアパートで一人暮らしを始めました。香川さんは、大学を卒業後、カラオケ店の店員として現在まで約16年間勤務し、生計を立ててきました。

香川さんは、逮捕された当時、毎月18万円程度の収入を得ていました。貯金はありませんが、生活には困っていない状態でした。

ところが、平成30年1月、実家に住んでいるお父さんが病気で倒れ、緊急入院することになりました。香川さんは、お父さんの治療費を支払うために、50万円の借金をしました。

次に本件犯行時のことについて述べます。

香川さんは、平成30年2月27日の午後11時過ぎに仕事から帰宅しました。香川さんは、夕食を食べ、お風呂に入り、翌日の2月28日の午前1時ごろまでテレビを見ていました。香川さんが寝たのは午前2時過ぎです。

このように、香川さんには、本件犯行時刻に自分の家でテレビを見ていたというアリバイがあります。

香川さんは犯人ではありません。



●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面2】

次に「証拠調べ」が行われます。裁判は「証拠」によって判決を考えていかななくてはなりません。

証拠として検察官が用意したもの、

証拠書類として、

- ・被害届，検察官の捜査の結果をまとめた報告書2通，
- ・店員藤本雅也さんの話をまとめた文書，
- ・六角伸也さんの話をまとめた文書，
- ・診断書，
- ・被告人の前科の記録です。

証拠物は、

- ・アウトドアナイフ
- ・ダウンジャケット
- ・ニット帽，
- ・サングラス
- ・軍手です。

コンビニ店員の「藤本雅也さんの話をまとめた文書」については，弁護人が証拠として同意しなかったため，あとで「証人質問」が行われます。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面2-1】証拠調べ

検察官：

まず1番目の証拠は、被害届です。

被害届は、事件の発生した当日である平成30年2月28日、病院へ搬送された藤本さんから提出されました。

被害届には、被害に遭ったコンビニ「Mr. 國枝」から奪われた現金について詳しく記載されています。

犯行後レジからなくなっていた金額は、合計10万7000円で、お札の内訳は1万円札が9枚、5000円札が1枚、1000円札が12枚でした。

次に、2番目の証拠は、検察官の捜査の結果をまとめた報告書2通です。

報告書1は、事件発生後の1週間後の3月7日に、被告人の家から、現金7万7000円、アウトドアナイフ、ダウンジャケット、ニット帽、サングラス、軍手が発見された状況及び指紋鑑定結果をまとめた報告書です。

報告書によると、現金7万7000円は、テレビ台の上にそのまま置いてありました。また、アウトドアナイフ、ダウンジャケット、ニット帽、サングラス、軍手は、全てまとめて1枚のポリ袋に入れられた状態で押し入れの中から発見されました。

発見された現金のお札の内訳は、1万円札が6枚、5000円札が1枚、1000円札が12枚でした。これが被告人の家で発見されたお札の写真です（※拡大写真を全体に見せる）。

このように、発見された時、これらのお札はかなりしわが付いた状態でした。

また、これらのお札のうち、5000札1枚と1000札2枚から採取された指紋について鑑定した結果、藤本さんの指紋と一致しました。

報告書2は、被告人の所有するバイクについての捜査した結果をまとめた報告書です。

被告人のバイクは黒色のスポーツタイプのバイクであることが記載されています。これが被告人のバイクの写真です（※拡大写真を全体に見せる）。

なお、被告人が居住するアパートでバイクを駐輪しているのは被告人のみであることが確認されています。

次に3番目の証拠は、被告人と同じアパートの1階に住む六角伸也さんの話をまとめた供述調書です。

供述調書の内容を朗読します（※供述調書の1から6までの部分を読み上げる）。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面2-2】証拠調べ

検察官：

4番目の証拠は、店員藤本さんが全治1か月を要する右肩鎖骨骨折の怪我を負ったことを示す診断書です。

5番目の証拠は、犯行現場の状況及び犯行現場と被告人の住居の位置関係を明らかにした実況見分調書です。

現場の位置について（※「現場付近の見取図」の拡大を全体に見せる），犯行現場であるコンビニ「Mr. 國枝」は、被告人の住居である「アパートなずな」から直線距離にして約500メートルの場所に位置していることが判明しています。また、現場の状況について（※「現場の見取図」の拡大を全体に見せる），被害者である藤本雅也さんの説明によれば、この見取図で、

犯人が店のレジから現金を奪った地点が①、藤本さんが犯人ともみあいになって犯人から殴られた地点が②、犯人が止めてあったバイクに乗って逃げた地点が③で示されています。

なお、道路には両側にそれぞれ50メートルおきに街灯が設けられており、街灯の位置が見取図の●で示されていますが、現場付近は、夜間は暗く、交通量、人通りも少ないことが報告されています。

6番目の証拠は証拠物です。

証拠物として、アウトドアナイフ、ダウンジャケット、ニット帽、サングラス、軍手を示します。

（アウトドアナイフ、ダウンジャケット、ニット帽、サングラス、軍手を順番に1つずつ手に持って顔のあたりの高さまで掲げ、周囲の人たちに見せる）

最後に、被告人の前科の記録について記載された前科調書を提出します。

被告人には前科1犯があります。

被告人は、平成27年にコンビニで万引きをした窃盗事件で罰金刑を受けました。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面3】

次に、「コンビニの店員 藤本さん」の「証人尋問」です。

「嘘を言わない」との宣誓がありますが省略します。



【場面3-1】証人尋問

検察官：事件のあった2月28日の勤務時間を教えてください。

藤 本：夜の11時から明け方4時くらいまでです。2月27日の夜11時ぐらいに出勤して、レジをしていました。

検察官：2月28日のことをうかがいます。犯人が来る直前、コンビニに客はいましたか。

藤 本：いませんでした。

検察官：あなたは何をしていましたか。

藤 本：レジで現金をチェックしていました。

検察官：犯人が入店したことに気づきましたか。

藤 本：はい。犯人は、黒いダウンジャケットに黒のニット帽にサングラスをかけて手には白い軍手をしていました。明らかに自分の顔を隠しているような様子でしたので、怪しいと思い注意して見ていました。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面3-2】証人尋問

検察官： その犯人は、入店してからどのような動きを取ったのですか。

藤 本： 私がいるレジ付近まで歩いてくるや、右手に隠し持っていた大きなナイフを私の胸にいきなりつきつけてきました。そして、「金を出せ」とすごんだように言ってきました。

検察官： あなたはその時、どう思いましたか。

藤 本： ナイフが私の胸付近にあり、お金を渡さなければ殺されると思いました。怖くて動けませんでしたので、レジが開いていましたので、ここからお金を取っていってくれというようなそぶりをしました。

検察官： 犯人はお金を取っていったのですか。

藤 本： はい。左手でレジの中をあさり、中に入っていた現金をわしづかみにして奪っていきました。

検察官： 現金を強く握りしめたということですか。

藤 本： まとめてぐちゃっと握った状態でした。

検察官： 犯人はいくらぐらいお金を取っていったのですか。

藤 本： 後でレジを確認したら、合計で10万7000円が奪われていました。

検察官： ところで、レジから奪われたお金には、あなたが手で直接触ったお金も含まれていますか。

藤 本： はい。その日、他のお客様が支払ったお札を私が受け取ってレジの中に入れていきますので、奪われたお金の中にも、その日に私が直接触ったお金が含まれていると思います。

検察官： お金を奪った犯人はどうしましたか。

藤 本： お金を奪うや、すぐに店の外に飛び出していきました。私はとっさに、何とか犯人を止めなければならぬと思い、店の外に飛び出していった犯人を追いかけて、後ろから手をつかみました。

検察官： 手をつかまれた犯人はどうしましたか。

藤 本： 私のほうを振り向き、私ともみ合いになりました。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面3-3】証人尋問

検察官：犯人の顔を見ましたか。

藤 本：はい。向き合ってもみ合っているうちに私の手が犯人に当たって、犯人のサングラスがとんでいきました。その時に犯人の顔を見ました。

検察官：どれくらいの距離で犯人の顔を見ましたか。

藤 本：1～2メートルくらいだったと思います。

検察官：犯人の顔はよく見えましたが。

藤 本：コンビニの入り口のすぐそばだったので、よく見えました。

検察官：犯人はその後、どうしましたか。

藤 本：私を突き飛ばした後、走り去っていきましたが、その後バイクに乗って逃げていきました。

検察官：どのようなバイクだったか覚えていますか。

藤 本：黒っぽいスポーツタイプのバイクだったと思います。

検察官：あなたが見た犯人のバイクはこのバイクですか。

藤 本：間違いないとは言い切れませんが…私が見たバイクととてもよく似ています。

検察官：犯人はこの法廷にいますか。

藤 本：はい。被告人です。

検察官：どうしてそのように言えますか。

藤 本：犯人と目元が同じです。犯人の顔を見た時、目元が印象的だったのでよく覚えています。また、声もそっくりです。私が見た犯人は、身長が〇〇センチメートルくらい、体格は〇〇、年齢は30代から40代くらいの男性でした。全ての特徴が被告人と一致していると思います。

検察官：あなたの視力はいくつですか。

藤 本：両目とも1.5です。

検察官：終わります。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面3-4】証人尋問

弁護人：次に弁護人からお聞きします。

犯人が店に入ってきた時の姿は、黒いダウンジャケット、黒いニット帽にサングラス、白い軍手ですね。

藤 本：はい。

弁護人：あなたがナイフを突きつけられた時も同じ格好ですね。

藤 本：はい。

弁護人：あなたはナイフを見ましたか。

藤 本：はい。

弁護人：どのように思いましたか。

藤 本：死ぬかと思いました。

弁護人：それはなぜですか。

藤 本：私の胸にナイフの刃が突きつけられたからです。

弁護人：では、ナイフはどんなナイフでしたか。

藤 本：刃の長いアウトドアナイフでした。

弁護人：あなたは、胸のあたりにナイフを突きつけられているのに、どうやってナイフの形や色を確認したのですか。

藤 本：いや、その後もみ合っている時に見ました。

弁護人：犯人の声は聞きましたか。

藤 本：「金を出せ」と言われました。

弁護人：その時の犯人の声は、どのような調子でしたか。

藤 本：不機嫌で怒ったような調子だったと思います。

弁護人：ほかに言葉は聞きましたか

藤 本：それだけです。

弁護人：先ほど、犯人と被告人の声が似ていると証言しましたね。

藤 本：はい。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面3-5】証人尋問

弁護人：あなたが聞いた犯人の声は怒った調子の声だったようですが，法廷での被告人の声の調子とは同じでしたか？

藤 本：あ…いや…。

弁護人：犯人がお金を奪い，店の外に出た後，あなたは犯人の手を後ろからつかんだと言いましたね。

藤 本：はい。

弁護人：その時，ナイフはどこにありましたか。

藤 本：まだ犯人が右手で持っていたと思います。

弁護人：ナイフで刺されるとは思いませんでしたか。

藤 本：そう思いましたが，必死で犯人を止めようと思いました。

弁護人：その時に，犯人ともみ合って犯人の顔を見たということですか。

藤 本：はい。

弁護人：サングラスが外れたのはどのタイミングですか。

藤 本：犯人が，私が後ろからつかんだ手を振りほどこうと暴れた時に落ちました。

弁護人：その後，どれくらいの間，犯人の顔を見ていましたか。

藤 本：サングラスが落ちてから，犯人がサングラスを拾ってかける間です。

弁護人：時間にしてどれくらいですか。

藤 本：サングラスが落ちた後，私と目が合って，その後サングラスを拾ったので，1～2秒かと思います。

弁護人：先ほど，1～2メートルもない距離で犯人の顔を見ていたと言いましたね。

藤 本：はい。

弁護人：犯人のサングラスが落ちた時も，あなたはナイフを見ていましたか。

藤 本：もちろん見ていました。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面3-6】証人尋問

弁護人：ナイフが気になって犯人の顔をよく見ていないのではないですか。

藤 本：…そんなことは…ないと思います。

弁護人：店の前の道路は、街灯が少なく夜間は暗い夜道になりますね。暗くて犯人の顔を良く見えていなかったのではないですか。

藤 本：そんなことはないです。お店の明かりもありましたし・・・

弁護人：犯人のバイクのナンバーを言えますか？

藤 本：ナンバーはわかりません。

弁護人：それはなぜですか。

藤 本：気が動転していて、そこまで目がいきませんでした。

弁護人：気が動転していたのに、犯人の顔だけはよく見ていたと言うのですか。

藤 本：…はい。

弁護人：コンビニには防犯カメラはなかったのですか？

藤 本：「Mr.國枝」は、コンビニと言ってもチェーン店ではなく、國枝さんの個人経営の小さなお店なので、防犯カメラまではついていませんでした。

弁護人：あなたと被告人は、面識はなかったのですね。

藤 本：はい。

弁護人：事件のあと、あなたが警察に呼ばれたとき、写真を見せられましたね。

藤 本：はい。

弁護人：何枚ぐらい見せられましたか。

藤 本：3～4枚だったと思います。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面3-7】証人尋問

弁護人：3～4枚の写真に写っている人物は、同じ人物でしたか？

藤 本：はい。全部同じです。全部の写真に被告人が写っていました。

弁護人：警察官は、何の写真だと言ってあなたに見せましたか。

藤 本：事件の容疑者なんだけど、あなたが見た犯人かと聞かれました。

弁護人：警察官に「事件の容疑者」と言われて、被告人の写真を見せられたのですね。

藤 本：そうです。

弁護人：質問を終わります。



●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面4】

では、次に「被告人質問」を行います。

【場面4-1】被告人質問

弁護士： それでは私（弁護士）から質問します。

2月28日の午前1時頃、あなたは何をしていましたか。

被告人： 前日の夜11時過ぎに、仕事先からバイクに乗って帰りました。その後、晩御飯を食べたりお風呂に入ったりしました。午前1時ごろテレビを見ていました。

弁護士： 何という番組を見ていましたか。

被告人： 「日本全国ご自慢列島ジマング」です。

弁護士： 内容は覚えていますか。

被告人： 面白かったのではっきり覚えています。神奈川県のような情報を紹介する番組内容でした。

弁護士： 今回、コンビニに強盗に入ったと疑われていますね。

被告人： 心外です。その日はテレビを見ていました。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面4-2】被告人質問

弁護人：今回事件のあったコンビニはよく行きますか？

被告人：はい。そのコンビニには近いのでよく行きます。

弁護人：家からはバイクで行くのですか？

被告人：いつも歩いて行きます。500メートルぐらいの所をバイクで行くなんて考えたりしません。

弁護人：あなたの部屋にアウトドアナイフと現金7万7000円、黒いダウンジャケット、黒いニット帽、サングラス、白い軍手がありましたね。

被告人：はい。

弁護人：アウトドアナイフはどうして持っているのですか。

被告人：アウトドアキャンプ（以下、キャンプ）に行くのが好きなのですが、キャンプ場でとった魚とかを調理するために使うからです。

弁護人：ニット帽とサングラス、軍手についてはどうですか。

被告人：これもキャンプに必要なものです。

弁護人：ダウンジャケットやニット帽はどこで買いましたか

被告人：イオンの中に入っている量販店です。どこにでも売っているようなものですよ。

弁護人：部屋に現金7万7000円を置いていた理由を教えてください。

被告人：生活費です。毎月25日が給料日で、いつも全額を降ろして家に置いています。7万7000円はその残りです。

弁護人：お札に被害者の指紋がついていたのはどうしてですか？

被告人：コンビニで買い物をした時に1万円札を使ったので、おそらくそのときに受け取ったお釣りに店員さんの指紋が付いていたんだと思います。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面4-3】被告人質問

弁護人：毎月の収入はいくらですか？

被告人：18万円程度です。

弁護人：50万円の借金がありましたね。

被告人：はい。

弁護人：どうして借金をすることになったのですか。

被告人：1月に実家の父親が急病で倒れて緊急入院してしまい、その治療費が必要になったので借金しました。

弁護人：バイクにどれくらいのお金をかけていますか。

被告人：改造する部品によっては10万円ほど使う時もあります。

弁護人：そのお金はどこから出すのですか。

被告人：毎月の給料でもらうお金の中からやりくりしています。

弁護人：あなたの毎月の家賃と生活費はどれくらいでしたか。

被告人：家賃は7万円で、生活費はだいたい8万円くらいだと思います。

弁護人：終わります

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面4-4】被告人質問

検察官：次に検察からお聞きします。

あなたのアパートとコンビニは、バイクだと何分ぐらいありますか。

被告人：1分もかからないと思います。

検察官：では、テレビの放送中に少しだけ抜けて、犯行を行うこともできる時間ですね。

被告人：そうかもしれませんが、私は、事件のあった時間は、家でずっとテレビを見ていて外出していませんので、私は犯人ではありません。

検察官：あなたの家には、テレビ放送を録画できるDVDレコーダーなどがありますか。

被告人：一応、DVDレコーダーを持っていますが、普段は余り使いません。

検察官：アパートでバイクをもっているのはあなただけです。

被告人：はい、私だけです。

検察官：事件のあった2月28日午前1時ごろ、あなたはバイクに乗りませんでしたか。

被告人：いいえ。午後11時ごろに仕事から帰って来てからは乗っていません。

検察官：六角さんを知っていますか。

被告人：はい、私と同じ1階に住んでいる人です。

検察官：2月28日の午前1時過ぎ、アパートの駐輪場からバイクのエンジン音を聞いたと六角さんが言っていますが、これはあなたのバイクの音ではありませんか。

被告人：午前1時にテレビを見終わって、寝る前にバイクを点検しようと思って、午前1時過ぎごろにバイクの点検をしていました。バイクの音はその時のだと思います。

検察官：点検にはどのくらいの時間がかかりましたか

被告人：10分くらいだと思います。

検察官：午前1時ごろバイクを点検するなんて、近所迷惑だと思いませんか？

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面4-5】被告人質問

被告人：何回かエンジンを鳴らしましたが、鳴らしたのはほんの数秒です。それ以外はエンジンを切って点検しています。

検察官：次の日の仕事は何時からでしたか。

被告人：朝7時から仕事でした。

検察官：そんなに早い出勤なのに、午前1時過ぎにバイクを点検していたのですか。

被告人：その日は、夜寝付けなかったもので、気分転換に好きなバイクの点検をしました。

検察官：キャンプに行くためにナイフを持っていると言いましたね。

被告人：はい。

検察官：今までにキャンプに行ったことはあるのですか。

被告人：年に数回行っています。

検察官：ナイフとダウンジャケット，ニット帽，サングラス，軍手を全てポリ袋に入れて押し入れに入れておいたのはどうしてですか。

被告人：特に理由はないですよ。しばらくは使わないかなと思ったので，まとめてしまっておいただけです。

検察官：家にあったお札にしわが付いていたのはどうしてですか。

被告人：…多分，財布に入れずにそのままポケットに入れて持ち歩いたからだと思いますけど…

検察官：普段からお札を財布に入れずに持ち歩くのですか。

被告人：いつもではないですが，面倒だから財布に入れないこともたまにあります・・・

検察官：奪われたお札の中で千円札は12枚でした。家に千円札が12枚もあったのは，何か理由がありますか。

被告人：・・・特にないです。たまたまだと思います。

検察官：終わります。

●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面5】

それでは最後に「最終陳述」を行います。

検察側，弁護側が，それぞれの主張をまとめて話す時間です。証拠をどのようにみるべきか，それぞれ意見を述べますので，よく聞いてください。



●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面5-1】 最終陳述

検察官：

被告人は犯人です。犯行の最初から最後までを目撃した藤本さんは、法廷で被告人が犯人であると証言しました。藤本さんは、犯人の声を聞き、目の前で犯人の顔を見ていました。強盗の被害にあうという極めてショッキングな体験は忘れ難いものであったはずです。

藤本さんの目撃証言は絶対に信用できます。

また、藤本さんの証言にあった、犯人が持っていたものと特徴が一致するアウトドアナイフ、ダウンジャケット、ニット帽、サングラス、白い軍手がビニール袋に入れられて、被告人の家の押し入れから発見されています。

さらに、被告人の家から発見された現金には、藤本さんの指紋が付いた五千円札1枚、千円札2枚が含まれていました。18枚中の3枚です。しかも、しわくちゃです。お札をポケットに入れるとしても18枚ものお札を入れるのでしょうか？

かなりかさばるので普通はとても考えられませんし、偶然とは思えません。これらは被告人が犯人であるとする物的な証拠です。

これに対して、被告人の話は、午前1時過ぎにバイクを点検していたり、現金7万7000円という多額のお金を現金で家に所持しているなど不自然な点多すぎ、信用できません。以上から、被告人が犯人であることは疑いようがありません。

しかしながら、被告人は、自身の行為について反省もせず、それどころか犯人でないと不自然な言い分けをしています。

以上述べた事情を考慮し、必要な法律を適用した上で、被告人を懲役7年の刑とするのが相当であると考えます。



●コンビニ強盗致傷事件模擬裁判シナリオ

【場面5-2】 最終陳述

弁護人：

香川さんは犯人ではなく、無罪です。

藤本さんは、犯人の顔を一瞬見たに過ぎません。十分な明るさもない現場で、しかもナイフを突きつけられて気が動転した状態で、まともに犯人の顔を見ることなど到底できなかったはずです。

犯人の声を聞いたのも「金を出せ」の一言だけです。藤本さんは、警察で見せられた写真の影響で香川さんを犯人だと思い込んでいるのです。香川さんが犯人であるという藤本さんの証言は信用できません。

香川さんは事件の起こった時間、ずっと1人で家にいました。コンビニには行っていません。香川さんの家にあったアウトドアナイフ・サングラス・ダウンジャケット・ニット帽・軍手はどこでも、誰でも買えるものです。

犯人と似たようなものを香川さんが持っていたても何も不自然ではありません。また、生活費として、家に現金7万7000円を置いていても、不自然ではありません。



このように、香川さんが犯人であるとするには、合理的な疑いが残りますので、「疑わしきは被告人の利益に」のとおり、香川さんは無罪です。

このあと、裁判官が被告人に「最後に何か言いたいことは」と聞き、被告人は「私はやっていません。私は無罪です。」と述べて、裁判は終了となります。